

「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用) 委託仕様書

1. 事業名

「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用)

2. 業務目的

県内観光及び宿泊施設利用の促進のため、ニューノーマル時代での新しい旅のエチケットのもと、更なる奈良の魅力の新発見・再発見のインセンティブとなる宿泊キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)を実施する。

3. 事業概要

県内旅行代金(宿泊旅行商品・日帰り旅行商品)の割引を実施し、当該割引を受ける者に対して旅行期間中に使用可能な地域クーポン券を配布する。

キャンペーン期間は、現時点では令和4年7月1日～令和5年2月28日を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、前倒し等の期間変更があり得る。

・割引予定総額 : 委託上限額のうち、割引にあてる費用の総額 … 800,000千円

4. 業務内容

県内宿泊施設を利用するにあたって、オンライン予約サイト等で利用できるネットクーポンを発行するキャンペーンに関して、以下の業務を実施すること。

(1) 旅行代金の割引

ア ネットクーポンの発行、販売、精算

- ① 割引率は、概ね20%とし、宿泊代金の販売価格帯に応じた1人泊あたりの割引額を設定すること。
- ② キャンペーン期間のうち、販売期間を数回に分けて設定すること。
- ③ 割引の対象者は奈良県民とするが、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、対象者を拡大することも想定し、柔軟に対応すること。
- ④ キャンペーン期間中の割引の利用回数は制限しない。
- ⑤ 割引の対象については、宿泊プランの利用料金を対象とする。
- ⑥ 割引は先着順に行うものとし、キャンペーン期間中であっても割引予定総額に達した時点で終了する。
- ⑦ 利用実績があった宿泊施設に対して、利用月の翌月末までに割引額を支払うこと。
- ⑧ キャンペーン期間(クーポン利用開始時期)やクーポンの割引内容は変更となる可能性があり、その場合は県との協議によって決定すること。

イ 宿泊施設への対応

- ① 県から提供する宿泊施設リストをもとに参画宿泊施設を決定すること。

- ② 参画宿泊施設への本業務内容、運営方法の説明等の調整業務を行うこと。
- ③ 別委託業務「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」（旅行代金割引・地域クーポン券配布・事務局運営業務用）委託業務」において実施する参画事業者等への事業説明会に参加し、説明すること。
- ④ コールセンターを設置する等、参画宿泊施設やキャンペーン利用者等からの問い合わせや苦情対応を適切に行うこと。

（２）キャンペーンの広報

期間内に利用料金の割引が割引予定総額に到達するよう、利用促進につながる導線の確保や県内観光の情報発信等、効果的なプロモーションを実施すること。

※本キャンペーンにおけるロゴについては、令和3年度実施した「いまなら。キャンペーン」を引き続き活用する予定である。

（３）進捗管理・業務報告・効果分析

- ① 進捗管理を行い、リアルタイムにキャンペーン利用状況及び予約状況（速報値）を把握し、週に一回程度県に報告すること。
- ② 次に掲げる状況（確定値）について、毎月当月分を翌月25日までに県へ提出すること。
 - ・ 割引予定総額の執行状況
 - ・ 参画施設における利用者数（キャンペーン期間中の月別の数値を記載すること）
 - ・ クーポン券種別・エリア別の延べ宿泊者数、その他（予約状況、売上状況など）必要と認められる事項
 - ・ サイト内での特集ページのアクセス数（日単位）
- ③ キャンペーンによる効果分析（経済波及効果の算出を含む）及び当データを用いた今後の奈良県観光振興への活用方策を提案すること。効果分析の結果等は、キャンペーン終了後に県へ報告すること。県からの求めに応じ、適宜進捗状況を報告すること。

（４）その他

- キャンペーン業務全体を円滑に行うために必要となる業務を行うこと。
 - 別委託業務「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」（旅行代金割引・地域クーポン券配布・事務局運営業務用）委託業務」における受託業者と連携を密に図り、効率的・効果的に業務を遂行すること。
 - 今後、国から示される情報に基づき、仕様を変更する可能性があるため、柔軟に対応すること。
 - 提案にあたっては、プロモーション経費及びその他運営費は提案総額の5.7%以内となるよう留意すること。
- なお、割引実施額等の詳細については県と協議の上決定すること。
- 委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託料に残額が生じた場合、県は受託者に返還を命じる。また、割引総額が上限額に達しない場合や、事業実施期間が短縮された場合には、運営費等を減額する場合がある。

○委託料のうち、割引総額が上限額に達しない場合にあっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとする。

○本業務は、国の補助金を活用し実施するため、交付決定日や国における交付額の変更などにより事業実施期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を変更する場合がある。

(5) 納入成果物等

- 事業実績報告書
- 参画事業者等登録データ
- 割引額の支払い業務データ
- 効果検証分析結果
- 広報PR成果品（全ての広報PRに関する成果をPDF形式などで提出）

※ 報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

※ 分析結果は視覚的に見やすく分かりやすいものとなるよう工夫を行うこと

5. 契約期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 発注

企画提案において、優秀と認められる提案を行った者を選定し、必要な協議を行ったうえで、業務委託契約を締結し、本件業務を発注する。

なお、複数の契約候補者を選定した場合、予算の範囲内で最大2者と契約を締結する場合がある。

6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

なお、疑義が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

7. 貸与資料

本件業務遂行上必要となる資料や画像について、受託者は県の指示に従い、借用書を県に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本件業務の完了後は、速やかに借用した資料等を県に返却しなければな

らない。

8. 議事録作成

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため県担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

9. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等(本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者)は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

10. 画像等の使用許可及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、画像等の使用許可及び掲載許可申請手続き、データ化の画像処理等の必要が生じた場合は、受託者の負担により対応するものとする。

ただし、画像等使用許可申請にあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこと

11. その他事項

- (1) 報告書の詳細は県と協議の上で決定すること
- (2) 県が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、業務の実施につき、疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。
- (4) 別紙の奈良県公契約条例に関する事項を遵守すること

(別紙)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。